

該非判定リスト

2024年9月8日施行改正法令対応

株式会社 **カメダデンキ**
品質保証課

大阪府守口市佐太中町 6-47-7

【ご利用に当たって】

- ・本リストに掲載の弊社製品は、輸出貿易管理令別表第1の1～15項、別表第2、及びEAR再輸出規制につきましては対象外です。該非判定書に代わるものとしてご利用ください。
- ・本リストに掲載のない弊社製品の該非判定書は、該非判定書お申込みフォームからお申込みください。
- ・型番の***は、直前に表記の文字列に続く数字または文字が入った型番を含みます。

■カメダデンキ製品 該非判定リスト 1/2

カタログ掲載項	製品名	型番	別表第1 1～15項	16項(※注) キャッチオール	別表第2	EAR
20 25	マルチアングル マルチチャンネル Uカナグ フラットバー	F-*** KC-*** L-*** U-*** UH-*** Z-***	対象外	該当	対象外	対象外
25	エンドカバー	VKC-*** VL-*** VU-***	対象外	該当	対象外	対象外
26-28	ユニカナグ	UN-***	対象外	該当	対象外	対象外
30 32	ブラケット	CA-*** CB-*** LB-*** SB***	対象外	該当	対象外	対象外
32 35 ・ 41 ・ 48	セムスポルト カラー クイックナット 角ナット フリーナット パンチナット スナップナット Uボルト ワッシャー	B*** C*** KCN*** N*** ND-*** PN-*** SPN-*** UB8-*** W-***	対象外	該当	対象外	対象外
39	DIN レール	DA-***	対象外	該当	対象外	対象外
40 49 ・ 61	AC ベース NF ベース ミニベース ミニカナグ ミニクイック クイックホルダー	HK-*** JK-*** KH-*** KS-*** LK-*** S-*** VK-*** ZK***	対象外	該当	対象外	対象外
50-51	バーホルダー	BHS-*** BHX-***	対象外	該当	対象外	対象外
52	スペーサー	LS-***	対象外	該当	対象外	対象外
53	ES スペーサー 電線押え金具	ES*** EP-0***	対象外	該当	対象外	対象外
54	CBS ガイシ	CBS-***	対象外	該当	対象外	対象外
55	BMC 樹脂碍子	ES-6***	対象外	該当	対象外	対象外
58	メインバー	MB***	対象外	該当	対象外	対象外
58	銅バー	DB-***	対象外	該当	対象外	対象外
59	アースバー	EB***	対象外	該当	対象外	対象外
60	接地端子	GC***	対象外	該当	対象外	対象外
60	グリーンボルト	BG***	対象外	該当	対象外	対象外
62	クイック支柱	KCP-*** KTP-***	対象外	該当	対象外	対象外
63-64	協約型カナグ	KBK-***	対象外	該当	対象外	対象外
63	協約型カナグ台	KBD-***	対象外	該当	対象外	対象外

■カメラデンキ製品 該非判定リスト 2/2

カタログ掲載項	製品名	型番	別表第1 1～15項	16項(※注) キャッチオール	別表第2	E A R
65-66	盤内照明 (LED ランプを除く)	KCL-*** KCT-***	対象外	該当	対象外	対象外
68-73	薄型通気ルーバー 通気ルーバー	VTR-*** VT-***	対象外	該当	対象外	対象外
75	アルミ窓枠	WFA-***	対象外	該当	対象外	対象外
76	ハイバック	DH-***	対象外	該当	対象外	対象外
76	図面ホルダー	DHP-***	対象外	該当	対象外	対象外
78	六角サポーター 絶縁六角サポーター	MK-*** MKZ-***	対象外	該当	対象外	対象外
79	丸サポーター 絶縁丸サポーター	MR-*** MRZ-***	対象外	該当	対象外	対象外
80	黄銅サポーター	ASB-*** BSB-*** CB-***	対象外	該当	対象外	対象外
81	ステンレスサポーター	ASU-*** BSU-*** CU-***	対象外	該当	対象外	対象外
82	ジュラコンサポーター (ジュラコンはポリプラスチック社の商標です)	AS-*** BS-*** AR-*** BR-*** C-***	対象外	該当	対象外	対象外
83	ベークサポーター	CX-***	対象外	該当	対象外	対象外
84-85	カードホルダー カードホルダー記名シート	CS*** IS***	対象外	該当	対象外	対象外
87	線名札	FD-*** FM-***	対象外	該当	対象外	対象外
87	クイック線名札	FDK-*** FKK-*** FMK-***	対象外	該当	対象外	対象外
100	KNP ベース	KNP-***	対象外	該当	対象外	対象外
101	ビニバー	V***	対象外	該当	対象外	対象外
104・106	ハイステッカー	E-*** K-*** W-***	対象外	該当	対象外	対象外
105	ステンレス ハイステッカー	ES-*** NES-***	対象外	該当	対象外	対象外
105	コーティング ハイステッカー	ED-*** WD-***	対象外	該当	対象外	対象外
108	スパイラルチューブ	KSS-*** KS-***	対象外	該当	対象外	対象外
110	コルゲートチューブ	KCT-***	対象外	該当	対象外	対象外
111	ボタンチューブ	KOP-***	対象外	該当	対象外	対象外
126	自在ブッシュ	KG-***	対象外	該当	対象外	対象外
126	グロメット	KSG-***	対象外	該当	対象外	対象外
126	エッジング	CE-***	対象外	該当	対象外	対象外

※(注) 仕向地が国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2の国・地域)であり、下記に該当する場合、経済産業省又は、安全保障貿易審査課に、輸出者が、お問い合わせ後、ご対応をお願い致します。尚、下記「④」については、米国商務省産業安全保障局(「BIS」)に、輸出者が、お問い合わせ後、ご対応をお願い致します。

- ①入手した文書・情報等によって、輸出する商品等の用途が、大量破壊兵器等の開発等であると、輸出者が知った時
- ②インフォーム要件・・・大量破壊兵器等の開発の恐れがあるものとして経済産業省から、輸出社へ許可申請の通知があった時
- ③経済産業省が提供している外国ユーザーリストに、その貨物の需要者が載っているとき。
- ④米国商務省産業安全保障局(「BIS」)が発行しているエンティティリストに記載がある企業へ輸出、再輸出、譲渡、或いは、移転する場合等

◆最終的な該非判定は、最終使用用途で決定しますので、輸出者にてご確認及び判断をお願いします。
 ◆このリストは輸出貿易管理令で、「令和6年02月01日施行(公布:令和5年12月01日)」の法令改正、また、「令和5年12月11日施行(交付:令和5年12月06日)」の法改正に基づいております。
 ◆このリストは輸出貿易管理令で、「令和6年09月08日施行(公布:令和6年07月08日)」の法令改正に基づいております。